

(平成23年度実施分)

短期大学評価基準及び選択的評価事項の 分析に当たっての留意点等について

平成22年5月

独立行政法人
大学評価・学位授与機構

基準 1 短期大学の目的

- 1-1 短期大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針，達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており，その内容が，学校教育法に規定された，短期大学一般に求められる目的に適合するものであること。

1-1-① 短期大学の目的（学科又は専攻課程の目的を含む。）が，明確に定められ，その目的が，学校教育法第108条に規定された，短期大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

【留意点】

- 短期大学の目的が「明確に定められているか」，「短期大学一般に求められる目的から外れるものでないか」の2つの視点から分析。
- 目的とは，「短期大学の使命，教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針，及び養成しようとする人材像を含めた，達成しようとする基本的な成果等」をいう。各短期大学が持つ設立の趣旨，理念，歴史，環境条件等を踏まえた上で，その短期大学の機関としての目的を明確に定めていることが必要。
- 短期大学の目的という名称で明文化されていない場合であって，短期大学の使命，教育研究活動等を実施する上での基本方針，及び養成しようとする人材像を含めた，達成しようとしている基本的な成果等を定めている場合には，それが明確に示されている（明文化されている）ことが必要。
- 認証評価に際して，新たに目的を定めるという意図ではなく，認証評価を受ける時点での対象短期大学の掲げる目的を明示して分析。
- 「達成しようとしている基本的な成果」は，「学生が卒業（修了）時に身に付ける学力や資質・能力等」のほか，短期大学がその運営に関する期間を定めた目標等を有している場合には，その内容を示すことが可能。
- 短期大学の目的のほか，学科又は専攻課程（短期大学の教育研究上の基本組織）ごとに，人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を，学則等に定めていることが必要。
- 「短期大学一般に求められる目的から外れるものでないか」については，目的そのものが学校教育法に規定された目的から外れるものでないことを分析。

【関係法令等】

・学校教育法

第108条 大学は，第八十三条第一項に規定する目的に代えて，深く専門の学芸を教授研究し，職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。

・短期大学設置基準

第2条の2 短期大学は，学科又は専攻課程ごとに，人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め，公表するものとする。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・学則等の該当箇所

- 1-2 目的が，短期大学の構成員に周知されているとともに，社会に公表されていること。

1-2-① 目的が，短期大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに，社会に広く公表されているか。

【留意点】

- 目的が「構成員に周知されているか」，「社会に広く公表されているか」の2つの視点から分析。
- 短期大学の目的を構成員（教職員（非常勤を含む）及び学生）に対して周知するための組織的な取組（各種会議，新任教職員研修，ファカルティ・ディベロップメント

- (FD活動), 新入生ガイダンス等) が実施されているかどうか, 周知状況を分析。
- 短期大学の構成員以外の社会一般に対し, 刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により広く公表しているか, 公表状況を分析。
 - 周知や公表の程度が把握されていれば, その資料・データを用いて効果を分析。
 - 学科に専攻課程を置く場合や専攻科課程を有する場合は同様に分析。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・短期大学の目的が明記された学生便覧, 履修要項等, 学生が参照する冊子の該当箇所
- ・短期大学の目的が明記された概要等や教職員用の冊子の該当箇所
- ・短期大学の目的が明記されたウェブサイトの掲載箇所(URL等)
- ・教職員の各種会議や研修, FD活動等で周知のための取組がなされている場合には, その記録や資料等
- ・授業や新入生ガイダンス, 入試説明会等で周知のための取組がなされている場合には, その記録や資料等
- ・教職員及び学生に対する短期大学の目的の認知度に関するアンケート等が行われている場合には, その結果等周知の程度や効果を示す資料・データ
- ・周知や公表の程度等を示す資料・データ(冊子等の配布先, 配布数, ウェブサイトのアクセス状況等)

基準2 教育研究組織（実施体制）

2-1 短期大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学科，専攻科及びその他の組織並びに教養教育の実施体制）が，短期大学の目的に照らして適切なものであること。

2-1-① 学科（専攻課程を含む。）の構成が，教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【留意点】

- 各短期大学が持つ設立の趣旨，理念，歴史，環境条件等を踏まえつつ，学科・専攻課程の構成（組織，規模内容等）が，短期大学士課程における教育研究の目的と整合性がとれているかを分析。
- 構成の分析に当たっては，学科・専攻課程の種類とその概要を明示。

【関係法令等】

・短期大学設置基準

第3条 学科は，教育研究上の必要に応じ組織されるものであつて，教員組織その他が学科として適当な規模内容をもつと認められるものとする。

2 学科には，教育上特に必要があるときは，専攻課程を置くことができる。

【根拠となる資料・データ等例】

・「短期大学現況票」別紙様式「提出必須」

2-1-② 教養教育が適切に行えるような仕組みが整備され，機能しているか。

【留意点】

- 教養教育体制（実施体制や責任体制等）が「適切に整備されているか」，「機能しているか」の2つの視点から分析。
- 教養教育体制について，組織の役割や構成，実施組織の人的規模やバランス，組織間の連携や意思決定プロセス，責任の所在等が確認できる資料・データを用いて，整備状況を分析。
- 2以上のキャンパスで教養教育を実施する短期大学にあつては，各々の実施体制，実施上の工夫や学生移動の状況等を分析。
- 実質的な教育活動の状況，改善に向けた検討状況等が確認できる資料・データを用いて，機能状況を分析。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・教養教育の実施体制（組織・規模内容等）が確認できる資料，構成図等
- ・教養教育を実施するための責任体制（全学共通教育委員会等）が確認できる資料，組織規則等
- ・教養教育の内容等に関する検討状況が確認できる資料，具体的な検討事例等

2-1-③ 専攻科，別科を設置している場合には，その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【留意点】

- 各短期大学が持つ設立の趣旨，理念，歴史，環境条件等を踏まえつつ，専攻科，別科の構成（組織，規模内容等）が，短期大学の目的と整合性がとれているかを分析。
- 構成の分析に当たっては，専攻科，別科の種類とその概要を明示。

【根拠となる資料・データ等例】

・「短期大学現況票」別紙様式「提出必須」

2-1-④ 短期大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

【留意点】

- 附属施設、センター等の教育研究上の「役割」、「機能」の2つの視点から分析。
- 附属施設、センター等の種類とその概要等を用いて、その役割を分析。
- 実質的な教育活動等が確認できる資料やデータ等を用いて、機能状況を分析。
- 特定の学科に置かれる組織については、短期大学設置基準第32条に基づき設置が必要とされる附属施設を分析。
- 附属施設、センター等の主たる目的が教育研究活動に係る支援組織（例えば、入学支援、学習支援や生活支援等）である場合は、基準4や基準7等の該当する各観点において分析。この観点では、教育研究活動を直接担う基本的な組織を分析。
- 特定の学科に置く附属施設、センター等についても同様に分析。

【関係法令等】

・短期大学設置基準

第32条 短期大学には、学科の種類に応じ、教育研究上必要な場合は、適当な規模内容を備えた附属施設を置くものとする。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・附属施設、センター等の目的や役割が確認できる資料
- ・教育研究組織の一部としての附属施設、センター等の具体的な教育活動等への寄与が確認できる資料

2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

【留意点】

- 教授会（代議員会を含む。）等の「整備」、「機能」の2つの視点から分析。
- 教授会等について、組織の役割や構成、実施組織の人的規模やバランス、組織間の連携や意思決定プロセス、責任の所在等（代議員会を設置している場合は、構成員や権限委任事項等）が確認できる資料・データを用いて、整備状況を分析。
- 実質的な活動状況等が確認できる資料・データを用いて、機能状況を分析。会議開催回数も1つの側面であるが、具体的な審議内容等により実質的な活動が行われているかを分析。
- 専攻科課程を有する場合は同様に分析。

【関係法令等】

・学校教育法施行規則

第144条 学生の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業は、教授会の議を経て、学長が定める。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・教授会等の構成図、運営規則等
- ・教授会等の審議状況が確認できる資料、具体的な審議事例等

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

【留意点】

- 教務委員会等の組織の「整備」、「機能」の2つの視点から分析。

- 「適切な構成」については、体制の整備状況（組織の役割や構成，人的規模・バランス，組織間の連携・意思決定プロセス・責任の所在等）の視点から分析。
- 実質的な活動の状況，改善に向けた検討状況等が確認できる資料・データを用いて，機能状況を分析。会議開催回数も1つの側面であるが，具体的な審議内容等により実質的な活動が行われているかを分析。
- 専攻科課程において教務委員会等を組織している場合は同様に分析。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・ 各種委員会の組織構成図，運営規則等
- ・ 教務委員会等の審議状況が確認できる資料，具体的な検討事例等

基準3 教員及び教育支援者

3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

【留意点】

- 「教員組織編制の基本的方針」とは、各短期大学の教育目的を達成するために個々の短期大学において策定されているべきものをいう。
- この観点では、教員組織編制の基本的方針の策定のみならず、その教員組織編制が「教員の適切な役割分担と相互の連携体制が確保されているか」、「教育研究に係る責任の所在が明確となっているか」を分析。
- 短期大学設置基準の改正(平成19年4月1日施行)により、従来からの講座制、学科目制のほか、多様な教員組織の編制が想定されることから、特に教育課程を遂行するための実施体制や責任体制を分析。
- 学科と専攻科が異なる教員組織編制を有する場合は、各々の組織を分析。
- 学科に専攻課程を置く場合は同様に分析。

【関係法令等】

・短期大学設置基準

第20条 短期大学は、その教育研究上の目的を達成するため、学科の規模及び授与する学位の分野に応じ、必要な教員を置くものとする。

2 短期大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・教員組織編制の基本的方針
- ・学科や専攻等ごとの教員組織編制が確認できる資料（教員組織体制、責任体制等）

3-1-② 教育課程を遂行するため、各学科（専攻課程を含む。）に必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

【留意点】

- 短期大学の目的や「教員組織編制の基本的方針」に照らして、必要な教員が（質、量の両面において）確保されているかを分析。助手や非常勤講師等の確保状況を分析。
- 主要科目への専任の教授又は准教授の担当状況を分析。
- 各短期大学（学科）が定める教育課程における主要授業科目を組織的に認識し、各短期大学の「教員組織編制の基本方針」に沿って、主要授業科目に必要な専任の教授又は准教授を確保するためのプロセスを分析。
- 短期大学の目的に照らした必要性という視点とともに、関連法令における基準があることから、法令に適合しているかという視点で分析。（適合していなければ法令違反）
- 法令に適合しているかという視点では、専任教員数を提示するだけでなく、「短期大学設置基準第22条の別表第一及び別表の備考」との整合性について分析。
- 授業を担当しない教員は、専任教員数に含めない。
- 学科に専攻課程を置く場合は専攻課程ごとに分析。

【関係法令等】

・短期大学設置基準

第20条の2 短期大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教（第二十二条及び第三十九条第一項において「教授等」という。）に担当させるものとする。

2 短期大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。

第22条 短期大学における専任教員の数は、別表第一イの表により当該短期大学に置く学科の種類及び規模に応じ定める教授等の数（第三十八条第一項に規定する共同学科（以下この条及び第三十一条において単に「共同学科」という。）が属する分野にあつては、共同学科以外の学科について同表を適用して得られる教授等の数と第三十九条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数）と別表第一ロの表により短期大学全体の入学定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。

別表第1備考2 この表に定める教員数には、第二十一条の授業を担当しない教員を含まないこととする（ロの表において同じ。）。

備考3 この表の入学定員及び教員数は、学科に専攻課程を置く場合については、専攻課程の入学定員及び教員数とする。

【根拠となる資料・データ等例】

・「短期大学現況票」別紙様式〔提出必須〕

・主要授業科目の担当状況、常勤と非常勤のバランス等が確認できる資料・データ

3-1-③ 短期大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

【留意点】

- 短期大学の目的や状況に応じ、教員組織の活動をより活性化させるための適切な措置が講じられているかに加えて、その実績を分析（年齢構成の極端な偏りなど）。
- 例えば、年齢及び性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保、公募制、任期制、テニユア制度（終身在職権）やサバティカル制度（教員研究休暇制度）の導入等が考えられるが、これらはあくまでも例示であり、短期大学の目的や教員組織編制の基本方針等に照らして、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているかを分析。

【関係法令等】

・短期大学設置基準

第20条

3 短期大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が確認できる資料
- ・教員年齢や性別の一覧
- ・外国人教員や実務経験教員の確保がなされている場合には、その任用状況
- ・公募制、任期制、テニユア制度、サバティカル制度を導入している場合には、その概要及び実施状況
- ・優秀教員評価制度を導入している場合には、その概要及び実施状況

3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、教育上の指導能力の評価が行われているか。

【留意点】

- 教員の採用基準や昇格基準等が「明確かつ適切に定められているか」、「適切に運用されているか」の2つの視点から分析。
- 明確な採用基準や昇格基準が定められていない場合には、教員の選考に関する規程等が定められていればそれについて分析。
- 「適切な運用」という点に関しては、教員の採用や昇格等に際し、教育上の指導能力の評価を考慮しているかを分析。
- 根拠資料・データに基づき自己評価を行う必要があるが、個人情報に関するものなど外部に持ち出すことが困難なものについては、現物を訪問調査時に確認。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・教員の採用基準，昇格基準，教員選考規則等
- ・教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【留意点】

- 教育活動に対する「定期的な教員の評価が行われているか」、「適切な取組がなされているか」の2つの視点から分析。
- 教員の教育活動に関する問題点等を収集し、それを有効に改善に結び付けるための定期的な取組等（改善のための情報収集等の取組を含む。）の状況が確認できる資料・データや、その結果把握した問題点等を改善に結び付けた具体的事例がある場合には、それが確認できる資料・データを用いて分析。
- 根拠資料・データに基づき自己評価を行う必要があるが、個人情報に関するものなど外部に持ち出すことが困難なものについては、現物を訪問調査時に確認。
- 評価結果を処遇等に反映させている場合には、その状況を分析。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・情報収集や教員の評価等に取り組む組織等の構成図，運営規則等
- ・教員の教育活動等に関する業績評価，給与等への反映状況が確認できる資料
- ・情報収集や教員の評価等において把握した具体的な問題点，改善事例等

3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

【留意点】

- 教員が教育内容に関連する「研究活動を行っているか」という視点から分析。
- 教員の研究活動と教育内容との関連が確認できる資料・データ等に基づき分析。
- 根拠資料・データについては、短期大学の目的に照らして、必要と考えられる研究活動及び主な研究業績等を提示。（例えば、学科に代表されるカリキュラムごとに代表的な事例を示すなど。）

【根拠となる資料・データ等例】

- ・教員の研究活動と教育内容の関連が確認できる資料
- ・シラバスや教員総覧等で確認できれば、これら資料・データの該当箇所

基準4 学生の受入

4-1 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。

4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

【留意点】

- 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が「明確に定められているか」、「公表されているか」、「周知されているか」の3つの視点から分析。
- 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）とは、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方をいう。
- 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）という名称を用いることにはこだわることではなく、明確に定められているかを分析。
- 短期大学内の関係者等に対して、各種会議等での説明、刊行物等の配布等の方法により周知を図っているかを分析。
- 学外の関係者等に対して、入試説明会やオープンキャンパス等での説明、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により広く公表しているかを分析。
- 公表、周知の程度や効果が把握されていれば、その資料・データを用いて効果面を分析。
- 専攻科課程を有する場合は同様に分析。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の本文
- ・ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が記載されている入試説明会時の資料、学生募集要項等刊行物の該当箇所
- ・ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が記載されているウェブサイトの掲載箇所（URL等）
- ・ 公表・周知の程度や効果を示す資料・データ（刊行物の配布先、配布数、ウェブサイトのアクセス状況等）

4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。

4-2-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

【留意点】

- アドミッション・ポリシーに沿って、「適切な学生受入方法が採用されているか」、「実質的に機能しているか」の2つの視点から分析。
- 「適切な学生受入方法が採用されているか」については、入学者選抜の基本方針に沿って、入学者選抜の方法（一般選抜、特別選抜、学力検査、面接等）を採用しているかを分析。
- 特に、推薦入試やAO入試等の特別選抜を実施している場合は、学生の受入方法がアドミッション・ポリシーに沿っているかを分析。
- 「実質的に機能しているか」については、「求める学生」を適切に見出すための有効な方法により、適切に実施されているかを分析。
- 専攻科課程を有する場合は同様に分析。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・ 入学者選抜要項
- ・ 入学試験実施状況

- ・面接要領

4-2-② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

【留意点】

- 留学生、社会人の受入等に関する基本方針に沿って、「適切な受入方法が採用されているか」、「実質的に機能しているか」の2つの視点から分析。
- 秋期入学（10月等）を実施している場合は、その実施状況を分析。
- 専攻科課程において基本方針を示している場合は同様に分析。
- 留学生、社会人の受入等に関する基本方針を示していない場合には、「該当なし」と記載。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・留学生、社会人のための入学者選抜要項
- ・留学生、社会人のための入学試験実施状況
- ・留学生、社会人のための面接要領

4-2-③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

【留意点】

- 「適切な実施体制」については、体制の整備状況（組織の役割、構成、人的規模・バランス、組織間の連携・意思決定プロセス・責任の所在等）の視点から分析。
- 専攻科課程を有する場合は同様に分析。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・入学者選抜の実施体制及び実施状況が確認できる資料
- ・入試委員会等の実施組織が確認できる資料
- ・入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等

4-2-④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【留意点】

- 入学者選抜の実施体制や実施状況を「検証しているか」、その結果を「改善に役立てているか」の2つの視点から分析。
- 検証するための組織、取組等（改善のための情報収集等の取組を含む。）の状況が確認できる資料・データを用いて分析。
- 検証の結果を入学者選抜の改善にどのような形で反映させたかについて、それが確認できる具体的改善事例を用いて分析。
- 専攻科課程を有する場合は同様に分析。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・学生の受入状況を検証する組織、検証の方法が確認できる資料
- ・学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を図ったことを示す具体的事例等

4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【留意点】

- 実入学者数等については、「平均入学定員充足率計算表」を用いて過去5年間のデー

タを分析。

- 分析は、学科・専攻課程又は専攻科のほか、履修コース単位その他の組織単位で学生募集を行う場合には、その組織単位とする。
- 実入学者数には、秋期入学者のほか、入学定員の枠外で文部科学省等から特別措置がなされている国費留学生や外国政府派遣留学生等の入学者を含める。
- 実入学者数が入学定員を「大幅に超える、又は大幅に下回る」状況とは、学生募集を行う組織単位ごとの過去5年間の入学定員に対する実入学者の割合の平均が「1.3倍以上」、又は「0.7倍未満」の状態をいう。
- 実入学者数が「入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る」状況になっている場合には、その適正化を図る取組がなされているかを分析。
- 専攻科、別科を有する場合は同様に分析。

【関係法令等】

・短期大学設置基準

第4条 学生定員は、学科ごとに学則で定めるものとする。この場合において、学科に専攻課程を置くときは、専攻課程を単位として学科ごとに定めるものとする。

4 短期大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を学生定員に基づき適正に管理するものとする。

【参考法令】

- ・大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準（平成15年3月31日文部科学省告示第45号）参照

【根拠となる資料・データ等例】

・「短期大学現況票」別紙様式（「平均入学定員充足率計算表」）〔提出必須〕

- ・実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっている場合、入学定員と実入学者数との関係の改善を図った具体的取組事例等

基準5 教育内容及び方法

<短期大学士課程>

5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。

5-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【留意点】

- 「授業科目が適切に配置されているか」、「教育課程が体系的に編成されているか」、「授業科目の内容が教育課程の編成の趣旨に沿っているか」の3つの視点から分析。
- 「授業科目の適切な配置」とは、教養教育と専門教育の科目区分を設けているかどうかといった形式を問うものではない。
- 教育の目的や授与される学位に照らして、それにふさわしい教育の効果が見込める教育課程（履修モデルやコースツリー等を含む。）、授業科目、授業内容となっているか、教育課程の編成の趣旨を明らかにした上で分析。
- 例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられるが、これらはいくまでも例示であり、教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程の編成の趣旨に沿って、授業科目が適切に配置され、教育課程の体系性が確保されているかを分析。
- 根拠となる資料・データについては、網羅的に示すのではなく、教育の目的に照らして自己評価をする上で必要と考えられるものを短期大学の判断によって提示。

【関係法令等】

・短期大学設置基準

第5条 短期大学は、当該短期大学及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、短期大学は、学科に係る専門の学芸を教授し、職業又は実際生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・教育課程（教養教育を含む。）の編成の趣旨や方針が確認できる資料
- ・授業科目の開設状況（コース、教養・基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）
- ・授業科目案内、履修要項、シラバス等、授業内容が確認できる資料等の該当箇所
- ・教材、授業で使用したプリント等
- ・授業時間割
- ・履修モデル、コースツリー等

5-1-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【留意点】

- 学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に対して、短期大学としてどのように捉えているか、また教育課程の編成や授業科目の内容に配慮しているかを、取組等の状況が確認できる資料・データを用いて分析。
- 例えば、授業科目への研究成果や学術の発展動向の反映、他学科の授業科目の履修、他短期大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施や秋期入学への配慮、専攻科課程教育との連携等が考えられるが、これらはいくまでも例示であり、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成又は授業科目の内容に配慮しているかを分析。
- 根拠となる資料・データについては、網羅的に示すのではなく、教育の目的に照ら

して自己評価する上で必要と考えられるものを短期大学の判断によって提示。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・教育課程の編成又は授業科目の内容に、研究成果や学術の発展動向を反映していることが確認できる資料（教育課程表、シラバス、教員総覧等の該当箇所、授業で使用したプリント等）
- ・他学科の授業科目の履修を認めている場合には、その実施状況が確認できる資料
- ・他短期大学との単位互換を実施している場合には、その実施状況が確認できる資料
- ・インターンシップを実施している場合には、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等）
- ・補充教育を実施している場合には、補習授業の実施状況が確認できる資料（対象者、開設科目、時間割等）
- ・秋期入学への配慮を行っている場合には、その実施状況が確認できる資料
- ・専攻科課程教育との連携を実施している場合には、その実施状況が確認できる資料
- ・文部科学省「国公立大学を通じた大学教育改革の支援」事業等に採択された取組を実施している場合には、その実施状況（支援期間終了後の展開も含めて）のほか、教育への反映やその効果が確認できる資料
- ・これらのほか、短期大学以外の教育施設等での学修を認めている場合や、入学前の既修得単位の認定を認めている場合には、その実施状況が確認できる資料
- ・教育課程の内外を通じて、社会的・職業的自立に向けた指導等に取り組み、そのための体制が設置されていることが確認できる資料

5-1-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

【留意点】

- 学生の主体的な学習を促し、十分な学習時間を確保するような工夫がなされているかを分析。（学生が予習・復習など主体的な学習を行えるような授業時間外の学習時間の確保、短期大学としての組織的な履修指導、履修科目の登録の上限設定、授業内容についてのレポート提出や小テストなど。）

【根拠となる資料・データ等例】

- ・「短期大学現況票」別紙様式〔提出必須〕
- ・授業時間外の学習のための工夫をしている場合には、その実施状況が確認できる資料
- ・履修登録の上限設定（CAP制度）を実施している場合には、その実施状況が確認できる資料
- ・GPA（Grade Point Average）制度を導入している場合には、その活用状況が確認できる資料
- ・1年間の授業を行う期間が、定期試験等の期間を含め、35週確保されているか確認できる資料。
- ・各授業科目の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦等）。

5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

【留意点】

- 教育の目的に照らして、「授業形態の組合せ・バランスが適切であるか」、「適切な学習指導法の工夫がなされているか」の2つの視点から分析。
- 教育の目的に照らして十分な教育効果が得られるように、授業形態（講義、演習、実験、実習等）の組合せ・バランスが適切なものになっているかを分析。
- さらに、教育の目的に照らして、各科目で教育効果を高めるための適切な工夫が行われているかを分析。
- 例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、講義や実験等の併用型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられるが、

これらはいくまでも例示であり、教育の目的や教育課程の編成の趣旨に照らして、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの授業内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているかについて分析。

- 多様なメディアを利用した授業を実施している場合は、「面接授業に相当する教育効果を有すると認められるか」が重要な判断基準になる。(平成13年3月30日文科科学省告示第52号)
- 根拠となる資料・データについては、網羅的に示すのではなく、教育の目的に照らして自己評価する上で必要と考えられるものを短期大学の判断によって提示。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・ 学生便覧、シラバス、授業科目案内、履修要項等、教育課程の中での授業形態の組合せ・バランスが確認できる資料
- ・ 学習指導法の工夫が確認できる資料（シラバス、受講学生数（履修学生数、単位修得学生数）が確認できる資料、該当する事柄を記した冊子等の資料）
- ・ 文部科学省「国公立私立大学を通じた大学教育改革の支援」事業等に採択された取組を実施している場合には、その実施状況（支援期間終了後の展開も含めて）のほか、教育への反映やその効果が確認できる資料

5-2-2② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【留意点】

- シラバスが「適切に作成されているか」、「活用されているか」の2つの視点から分析。
- 授業名、担当教員名、講義目的、各回ごとの授業内容、成績評価方法、成績評価基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記載されており、学生が各授業科目の準備学習等を進めるための基本となるものとして、適切に作成されているかを分析。
- 根拠資料として、シラバスの該当箇所（電子シラバスを含む。）を抜粋してサンプル的に示す方法も考えられる。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・ シラバス（電子シラバスの場合はURL等）
- ・ シラバス作成に関する規則、作成要項等
- ・ アンケート等によりシラバスの活用状況等を調査している場合は、その分析結果等

5-2-2③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

【留意点】

- 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等の視点から、自主学習、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているかを分析。
- 学生の基礎学力不足の状況を把握するための取組（学力試験の実施やTOEICテストの活用等）が行われていれば、その資料・データ等を用いて分析。
- 観点5-1-③（単位の実質化）や「基準7 学生支援等」「基準8 施設・設備」と内容が重複することも考えられるが、学生に対する直接的な教育の方法という側面から分析。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・ 自主ゼミ等の活動促進のための施策
- ・ 補習授業の開講、能力別講義の開講等、基礎学力不足の学生への配慮が確認できる資料
- ・ 図書館の利用時間の延長、講義室利用許可制、自習室の設置等、自主学習への配慮が確認できる資料

5-2-④ 夜間において授業を実施している課程（第二部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

【留意点】

- 夜間等の授業開講において、「円滑な教育が実施されているか」、「適切な指導が行われているか」の2つの視点から分析。
- 教育課程の編成の趣旨に沿った時間割の設定等がなされているか、実施状況を分析。
- 履修計画等において適切な指導が行われているか、指導状況を分析。
- サテライトキャンパスにおいて夜間等の開講を行う場合は、当該施設の活用状況のほか、メインキャンパスとの関係についても分析。

【関係法令等】

・「短期大学設置基準第11条第4項の規定に基づく大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合」（平成15年3月31日文部科学省告示第51号）参照

【根拠となる資料・データ等例】

- ・ 授業時間割
- ・ 多様なメディアを利用した授業や履修指導を行っている場合には、その実施状況が確認できる資料
- ・ 長期履修制度を導入している場合には、その実施状況や活用状況が確認できる資料
- ・ サテライトキャンパスを設置している場合には、講義室、演習室、自習室、図書室等の活用状況が確認できる資料

5-2-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【留意点】

- 通信教育課程において「授業の実施方法が整備されているか」、「適切な指導が行われているか」の2つの視点から分析。
- 講義室における授業形態と同様の教育効果が得られるような配慮がなされているか、特にメディアを利用して行う授業においては、双方向性の担保や指導補助者の配置、学生の意見交換の機会など、対面授業と同等の教育効果が得られるような配慮がなされているか、整備状況から分析。
- 印刷教材等による授業、放送授業及びメディアを利用して行う授業の場合には、添削や質疑応答等による指導が行われているか、指導状況から分析。

【関係法令等】

・ 短期大学通信教育設置基準
第3条
2 印刷教材等による授業及び放送授業の実施に当たっては、添削等による指導を併せ行うものとする。
・ 「短期大学設置基準第11条第2項の規定に基づく短期大学が履修させることができる授業等」（平成13年3月30日文部科学省告示第52号）参照

【根拠となる資料・データ等例】

- ・ 授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）
- ・ 添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料

5-3 成績評価や単位認定，卒業認定が適切であり，有効なものとなっていること。

5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され，学生に周知されており，これらの基準に従って，成績評価，単位認定，卒業認定が適切に実施されているか。

【留意点】

- 基準が「策定されているか」，「学生に周知されているか」，基準に従って「実施されているか」の3つの視点から分析。
- 成績評価基準（や卒業認定基準）について，例えば授業の出欠状況，レポート，中間テスト，最終試験の組合せにより，成績（A，B，C等）を判定するといった成績評価方法も分析。
- 学生に対して，刊行物の配付・ウェブサイトへの掲載などの方法により周知を図っているかを分析。
- 周知の程度について把握されていれば，その資料・データを用いて効果面を分析。
- 「適切に実施されているか」については，実際の運用が適切に行われているかどうかについて，厳格性や一貫性の確保の面も含めて分析。
- 根拠資料・データに基づき自己評価を行う必要があるが，個人情報に関するものなど外部に持ち出すことが困難なものについては，現物を訪問調査時に確認。

【関係法令等】

・短期大学設置基準

第11条の2 短期大学は，学生に対して，授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 短期大学は，学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては，客観性及び厳格性を確保するため，学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに，当該基準にしたがって適切に行うものとする。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・成績評価基準，卒業認定基準
- ・成績評価基準及び卒業認定基準を学生に周知していることを示すものとして，学生便覧，シラバス，オリエンテーション時の配付資料等の該当箇所
- ・実際の成績評価・単位認定方法が明示された資料の該当箇所
- ・卒業認定をした学生の成績，卒業論文等
- ・成績評価の分布表
- ・周知の程度等を示す資料・データ（アンケート等）

5-3-② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【留意点】

- 成績評価基準に明記されているかどうかにかかわらず，正確さを担保するための何らかの措置が組織的に講じられていれば，その状況を示す資料・データを用いて分析。
- 根拠資料・データに基づき自己評価を行う必要があるが，個人情報に関するものなど外部に持ち出すことが困難なものについては，現物を訪問調査時に確認。
- 例えば，異議申立てを受ける制度や答案の返却，模範解答の提示等が考えられるが，これらはいくまでも例示であり，成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているかについて分析。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・成績評価等の正確さを担保するための措置が明示されている資料
- ・学生からの成績評価に関する申立ての仕組みがある場合には，申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料
- ・申立ての内容，申立てへの対応，申立ての件数等の資料・データ

<専攻科課程>

5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準が適切であること。

5-4-① 学科の教育との連携を考慮した教育課程となっているか。

【留意点】

○ 学科の教育と専攻科の教育との連携について、教育の目的に照らして教育課程を分析。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・履修の手引きの該当箇所
- ・学科と専攻科の教育内容の連携の状況が確認できる資料

5-4-② 教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

※基本的には短期大学士課程に準じ、教育の目的や授与される学位に照らして、それにふさわしい教育の効果が見込める教育課程となっているか、教育課程の編成の趣旨を明らかにした上で分析。

【関係法令等】

- ・学校教育法
第91条

2 大学の専攻科は、大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

5-5-③ 自主学习への配慮、多様な専門分野への配慮等が組織的に行われているか。

※基本的には短期大学士課程に準ずる。

【留意点】

○ 5-5-①については、例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、講義や実験等の併用型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられるが、これらはいくまでも例示であり、教育の目的や教育課程の編成の趣旨に照らして、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているかについて分析。

5-6 研究指導が教育の目的に照らして適切に行われていること。

5-6-① 専攻科で修学するにふさわしい研究指導が適切な計画に基づいて行われているか。

【留意点】

- 教育課程の編成の趣旨に沿った研究指導の基本方針や考え方を示しつつ分析。
- 指導体制の整備状況（組織の役割，構成，人的規模・バランス，組織間の連携や意思決定プロセス，責任の所在等）から，修了研究や修了論文等に係る指導に至るまでのプロセス（適切な年間研究指導計画の作成，活用等）を分析。
- 「適切な計画に基づいて行われているか」については，当該指導体制や指導計画のもとで，問題なく行われているかを分析。
- 根拠資料・データに基づき自己評価を行う必要があるが，個人情報に関するものなど外部に持ち出すことが困難なものについては，現物を訪問調査時に確認。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・ 研究指導の基本方針を示す資料
- ・ 研究指導体制が確認できる資料（規則，申し合わせ等）
- ・ 研究指導計画書，研究指導報告書等
- ・ 複数教員による指導を行っている場合には，その指導体制が確認できる資料
- ・ 研究テーマ決定に対する指導を行っている場合には，その指導状況が確認できる資料

5-7 成績評価や単位認定，修了認定が適切であり，有効なものとなっていること。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され，学生に周知されており，これらの基準に従って，成績評価，単位認定，修了認定が適切に実施されているか。

5-7-② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

※基本的には短期大学士課程に準ずる。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

6-1-① 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

【留意点】

- 達成状況を検証・評価するための取組について、検証・評価の実施体制、教育の成果を把握する方法、具体的な検証事例等を分析。
- 専攻科課程を有する場合は同様に分析。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・教育成果の把握状況や検証・評価に向けた活動状況が確認できる資料
- ・具体的な検証・評価事例、改善事例等

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業研究、卒業制作等を課している場合には、その内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【留意点】

- 学生の在学中における状況から教育の成果や効果を分析。
- 専攻科課程を有する場合は同様に分析。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・単位修得率、学位取得率、進級率、標準修業年限内の卒業（修了）率、留年・休学・退学状況、成績評価の分布表、資格取得者数、各種コンペティション等の受賞数、卒業研究、卒業制作

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【留意点】

- 学生からの意見聴取の結果を踏まえて、教育の成果や効果を分析。
- 専攻科課程を有する場合は同様に分析。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・学生に意見を聴取する機会（懇談会、アンケート、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料（学生による授業評価、学習達成度に関するアンケート調査資料、学生の満足度に関する調査結果等）

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【留意点】

- 卒業（修了）後の状況から教育の成果や効果を分析。
- 専攻科課程を有する場合は同様に分析。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・就職希望者の就職率、進学率、就職先、進学先
- ・研究活動の実績や成果を判断できる論文の投稿状況等
- ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【留意点】

- 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取等の結果を踏まえて、教育の成果や効果を分析。
- 短期大学が現在把握している根拠資料・データの中から、間接的又は部分的であっても、状況が客観的に裏付けられるものを示しつつ分析。
- 専攻科課程を有する場合は同様に分析。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・ 卒業（修了）生に意見を聴取する機会（懇談会、アンケート、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料
- ・ 就職先や進学先等の関係者に意見を聴取する機会（懇談会、アンケート、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料

基準7 学生支援等

【当該基準全般に係る留意点】

- 根拠資料・データに基づき自己評価を行う必要があるが、個人情報に関するものなど外部に持ち出すことが困難なものについては、現物を訪問調査時に確認。

7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【留意点】

- ガイダンス等の内容や実施状況に加え、実施後の効果面を含めて分析。
- ガイダンスに対する学生のニーズや利用満足度等について把握されていれば、その資料・データを用いて分析。
- 専攻科課程を有する場合は同様に分析。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・ガイダンスの実施及び内容が確認できる資料（実施組織、対象者別実施回数、参加者数、配付資料等）
- ・ガイダンスに関するアンケート等を実施している場合は、その分析結果等

7-1-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、進路・学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

【留意点】

- 学習支援に関する「学生のニーズが適切に把握されているか」、「進路・学習相談、助言、支援が適切に行われているか」の2つの視点から分析。（7-3-①との書き分け）
- 学習支援に関する取組の状況のみならず、学生のニーズの把握状況について分析。
- 例えば、オフィスアワーの設定、電子メールの活用、担任制等が考えられるが、これらはいくまでも例示であり、各短期大学に置かれた固有の事情等に応じて、学習相談、助言等の学習支援が適切に行われているかについて分析。
- 学習支援に関する学生の満足度等について把握されていれば、その資料・データを用いて分析。
- 専攻科課程を有する場合は同様に分析。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・学生のニーズを汲み上げる制度が確認できる資料（実施体制、実施方法等）、学生のニーズの具体的事例等
- ・オフィスアワーを実施している場合には、その実施状況が確認できる資料
- ・電子メールによる相談・助言を実施している場合には、その実施状況が確認できる資料
- ・担任制を実施している場合には、その実施状況が確認できる資料
- ・学習相談、助言体制の学生への周知状況（刊行物、プリント）が確認できる資料
- ・学習相談、助言の利用実績が確認できる資料

7-1-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

【留意点】

- 学習支援、教育相談に関する適切な取組が行われているのみならず、利用状況について分析。
- 学習支援、教育相談に関する学生のニーズや利用満足度等について把握されていれば、その資料・データを用いて分析。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・電話・郵便・電子メールなどによる教育相談，助言体制（それを周知する資料），ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料
- ・教育相談，助言の利用実績が確認できる資料
- ・学生のニーズの具体的事例等

7-1-④ 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また，必要に応じて学習支援が行われているか。

【留意点】

- あらかじめ特別な支援を行うことが必要と考えられる者の人数等に関するデータが必要。各短期大学に置かれた固有の事情等に応じて行われている学習支援の利用状況について分析。
- 例えば，留学生，社会人学生，障害のある学生等が考えられるが，特別な支援を行うことが必要と考えられる者が現在在籍していない場合でも，各短期大学に置かれた固有の事情等に応じて学習支援を適切に行うことのできる状況にあるかについて分析。
- 学習支援活動に関する学生のニーズや利用満足度等が把握されていれば，その資料・データを用いて分析。
- 施設・設備のバリアフリー化への対応については，基準8の観点8-1-①に記載。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・留学生，社会人学生や障害のある学生等に対する学習支援の状況が確認できる資料（実施体制，実施方法等）
- ・留学生指導教員やチューターを配置している場合は，その制度や配置状況が確認できる資料
- ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割，シラバス等）を行っている場合は，その該当箇所
- ・社会人学生に対する情報提供（電子メール，ウェブサイト等）を行っている場合は，その該当箇所（URL等）
- ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は，その制度や実施状況が確認できる資料
- ・特別クラス，補習授業を開設している場合は，その実施状況（受講者数等）が確認できる資料
- ・学習支援体制の学生への周知方法（刊行物，プリント，掲示等）が確認できる資料
- ・学習支援の利用実績が確認できる資料
- ・学生のニーズの具体的事例等

7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され，機能していること。また，学生の活動に対する支援が適切に行われていること。

7-2-① 自主的学習環境が十分に整備され，効果的に利用されているか。

【留意点】

- 自主的学習環境が「十分に整備されているか」，「効果的に利用されているか」の2つの視点から分析。
- 自主的学習環境の整備状況については，その環境を必要とする学生が効果的に活用できるような状態になっているかを分析。
- 「効果的に利用されているか」については，利用状況について把握することが必要。
- 自主的学習環境に対する学生のニーズや利用満足度が把握されていれば，その資料・データを用いて分析。
- 基準5の観点5-2-③との関連で，環境・体制面の整備に特化して分析。
- 例えば，自習室，グループ討議室，情報機器室等が考えられるが，これらはあくまでも例示であり，各短期大学に置かれた固有の事情等に応じて，自主的学習環境が十

分に整備され、効果的に利用されているかについて分析。

- 専攻科課程を有する場合は同様に分析。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・各施設・設備の整備状況（部屋数，机，パソコン等の台数等），利用状況等が確認できる資料
- ・学生に対する利用案内及びその配付状況等が確認できる資料
- ・学生のニーズの具体的事例等

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【留意点】

- 短期大学が組織として支援すべきサークル活動等の範囲については、短期大学の判断。ただし、あくまでも短期大学の組織的活動として分析することが必要。
- 根拠資料の例示にある「課外活動団体等への支援実績を示す資料」は、あくまでも短期大学の支援の実績であり、サークル等の活動実績そのものを評価するものではない。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・課外活動団体等の活動内容一覧表
- ・課外活動団体等に運営資金や備品貸与等の支援を行っている場合は、その実績が確認できる資料
- ・施設の整備状況（サークル棟等）が確認できる資料
- ・課外活動への支援に対する学生のニーズの具体的事例等

7-3 学生の生活や就職，経済面での援助等に関する相談・助言，支援が適切に行われていること。

7-3-① 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており，健康，生活，進路，各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され，適切に行われているか。

【留意点】

- 生活支援等に関する「学生のニーズが適切に把握されているか」、「健康，生活，進路，各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備されているか」，それらが「適切に行われているか」の3つの視点から分析。（7-1-②との書き分け）
- 生活支援等に関する相談・助言体制の整備状況のみならず，学生のニーズの把握状況について分析。
- 各種相談・助言体制については，組織の役割，実施組織の人的規模やバランス，組織間の連携や意思決定プロセス，責任の所在等が確認できる資料・データを用いて整備状況を分析。
- 例えば，保健センター，学生相談室，就職支援室の設置等が考えられるが，これらはいくまでも例示であり，各短期大学に置かれた固有の事情等に応じて，学生の健康相談，生活相談，進路相談，各種ハラスメントの相談・助言体制の整備状況を分析。
- 「適切に行われているか」については，学生の当該相談・助言の実施状況，利用満足度等の学生ニーズ等を考慮しつつ分析。
- 生活支援等に関する学生の満足度等について把握されていれば提示。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・学生のニーズを汲み上げる制度が確認できる資料（実施体制，実施方法等），学生のニーズの具体的事例等
- ・保健センター，学生相談室，就職支援室等を設置している場合は，その概要や相談・助言体制（相談員，カウンセラーの配置等）が確認できる資料
- ・教育課程の内外を通じて，社会的・職業的自立に向けた指導等に取り組み，そのため

- の体制が設置されていることが確認できる資料
- ・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等）
- ・相談・助言体制の学生への周知方法（刊行物，プリント，掲示等）が確認できる資料
- ・相談・助言の利用実績が確認できる資料

7-3-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

【留意点】

- あらかじめ特別な支援を行うことが必要と考えられる者の人数等に関するデータが必要。各短期大学に置かれた固有の事情等に応じて行われている生活支援の利用状況について分析。
- 例えば、留学生，障害のある学生等が考えられるが，特別な支援を行うことが必要と考えられる者が現在在籍していない場合でも，各短期大学に置かれた固有の事情等に応じて生活支援を適切に行うことのできる状況にあるかについて分析。
- 生活支援活動に関する学生のニーズや利用満足度等が把握されていれば，その資料・データを用いて分析。
- 施設・設備のバリアフリー化への対応については，基準8の観点8-1-①に記載。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・留学生や障害のある学生等に対する生活支援の状況が確認できる資料（実施体制，実施方法等）
- ・留学生指導教員やチューターを配置している場合は，その制度や配置状況が確認できる資料
- ・留学生に対する外国語による情報提供（健康相談，生活相談等）を行っている場合は，その該当箇所
- ・障害のある学生に対するチューターを配置している場合は，その制度や配置状況が確認できる資料
- ・生活支援制度の学生への周知方法（刊行物，プリント，掲示等）が確認できる資料
- ・生活支援制度の利用実績が確認できる資料
- ・学生のニーズの具体的事例等

7-3-③ 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

【留意点】

- 奨学金制度等に関する情報の学生への周知状況については重要な視点。
- 奨学金制度等の整備状況に加え，利用実績等について分析。
- 経済面での援助に関する学生のニーズが把握されていれば，その資料・データを用いて分析。
- 例えば，奨学金（給付，貸与），授業料免除，学生寄宿舎等が考えられるが，これらはあくまでも例示であり，各短期大学に置かれた固有の事情等に応じて学生の経済面の援助が適切に行われているかについて分析。
- 専攻科課程を有する場合は同様に分析。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料
- ・短期大学独自の奨学金制度等を有している場合は，その制度や利用実績が確認できる資料
- ・入学科，授業料免除等を実施している場合は，その基準や実施状況が確認できる資料
- ・学生寄宿舎を設置している場合には，その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料
- ・各種支援制度の学生への周知方法（刊行物，プリント，掲示等）が確認できる資料
- ・経済面の援助の利用実績が確認できる資料
- ・学生のニーズの具体的事例等

基準8 施設・設備

8-1 短期大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。

8-1-① 短期大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

【留意点】

- 校地、校舎の基準面積についての分析は必須。
- 教育目的や教育課程の編成の趣旨に照らして、必要と考えられる施設・設備が「整備されているか」、「有効に活用されているか」の2つの視点から分析。
- 施設・設備としては、短期大学設置基準に規定されている「校地、運動場、体育館、研究室、講義室、演習室、実験・実習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設その他の施設等」が挙げられるが、短期大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、機能しているかを分析。
- 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、これら施設・設備の利用方法、利用時間等を分析。
- 2以上のキャンパス（サテライトキャンパスを含む。）を有する短期大学にあつては、各々の整備状況等も分析。
- ICT環境については、観点8-1-②において分析。
- 図書館及び図書資料等については、観点8-2-①において分析。
- 施設・設備のバリアフリー化については、障害のある学生等の利用者が円滑に利用できるよう配慮がなされているかを分析。

【関係法令等】

・短期大学設置基準（抄）

（校地の面積）

第30条 短期大学における校地の面積（附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）は、学生定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積とする。

2 前項の規定にかかわらず、同じ種類の昼間学科（昼間において授業を行う学科をいう。以下同じ。）及び夜間学科が近接した施設等を使用し、又は施設等を共用する場合の校地の面積は、当該昼間学科及び夜間学科における教育研究に支障のない面積とする。

3 昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る収容定員、履修方法、施設の使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、第一項に規定する面積を減ずることができる。

（校舎の面積）

第31条 校舎の面積は、一の分野についてのみ学科を置く短期大学にあつては、別表第二の表に定める面積（共同学科を置く場合にあつては、共同学科以外の学科について同表を適用して得られる面積に第四十一条第一項の規定により得られる当該共同学科に係る面積を加えた面積）以上とし、二以上の分野についてそれぞれ学科を置く短期大学にあつては、当該二以上の分野（当該分野に共同学科のみが属するものを除く。）のうち同表の同一分野に属する学科の収容定員の百人までの欄の基準校舎面積が最大である分野についての同表に定める面積（共同学科が属する分野については、共同学科以外の学科について同表を適用して得られる面積）に当該分野以外の分野についてのそれぞれ別表第二の表に定める面積（共同学科が属する分野については、共同学科以外の学科について同表を適用して得られる面積）を合計した面積を加えた面積（共同学科を置く場合にあつては、第四十一条第一項の規定により得られる当該学科に係る面積を加えた面積）以上とする。

【根拠となる資料・データ等例】

・「短期大学現況票」別紙様式〔提出必須〕

- ・各施設・設備の整備状況（面積、収容者数、開館時間、パソコン等の数）、利用状況等が確認できる資料
- ・バリアフリー化に関する施設・設備の整備状況、利用状況等が確認できる資料
- ・施設・設備に対する学生のニーズの具体的事例等

8-1-② 短期大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

【留意点】

- ICT (Information and Communication Technology) とは、情報・通信に関する技術一般の総称であり、IT (Information Technology) に替わる表現として社会に定着しつつある用語である。この観点では、情報通信におけるコミュニケーションの重要性を踏まえつつ、教職員及び学生が授業内外において簡単にインターネットに接続できる環境の整備状況を含め、短期大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境の整備状況や活用状況を分析。
- ICT環境が「整備されているか」、「有効に活用されているか」の2つの視点から分析。
- 整備状況については、ICT環境の整備充実に向けた取組に加え、これらを維持・管理するためのメンテナンスやセキュリティ管理が行われているかについて分析。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・情報ネットワークの整備状況（学内LAN，情報コンセント，無線LAN等），利用状況等が確認できる資料
- ・授業内外で学生が利用可能なパソコンの台数・利用時間等が確認できる資料
- ・教育コンテンツの制作，ウェブ情報のアーカイブ化等を実施している場合には，その実施状況が確認できる資料
- ・情報セキュリティ管理体制，個人情報管理体制の整備状況が確認できる資料
- ・ICT環境の利用に対する学生のニーズの具体的事例等

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、短期大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【留意点】

- 施設・設備の運用方針が「明確に規定されているか」、「構成員に周知されているか」の2つの視点から分析。
- 周知の程度が把握されていれば，その資料・データを用いて効果面を分析。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・施設・設備の運用に係る方針
- ・学生便覧，各施設・設備の利用の手引き等，学生が参照する冊子の該当箇所
- ・学内ウェブサイトの掲載箇所（URL等）
- ・施設・設備の利用に対する学生のニーズの具体的事例等

8-2 短期大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書館が整備されており、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

8-2-① 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

【留意点】

- 図書館が「整備されているか」、図書資料等が「収集、整理されているか」、「有効に活用されているか」の3つの視点から分析。
- 「系統的に収集、整理されているか」については、図書館を中心に教育研究組織及び教育課程に応じて図書等の資料が系統的に整備され、有効に活用できる状態になっているかどうかを分析。
- 「有効に活用されているか」については、学術情報システムの整備状況や図書館の利用時間、図書等の利用実績等を用いて分析。
- 学生の利用満足度が把握されていれば，その資料・データを用いて分析。

【関係法令等】

・短期大学設置基準

- 第29条 短期大学は、学科の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。
- 2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の短期大学の図書館等との協力を努めるものとする。
 - 3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。
 - 4 図書館には、短期大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。
 - 5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。

【根拠となる資料・データ等】

- ・「短期大学現況票」別紙様式「提出必須」
- ・図書館、図書資料等の整備方針
- ・図書等の資料（電子ジャーナル、ソフトウェア、視聴覚教材等を含む。）の内容等のデータ、利用実績等が確認できる資料
- ・図書館、図書資料等の利用に対する学生のニーズの具体的事例等

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

【当該基準全般に係る留意点】

- 基準9では教育活動の状況を、基準11では教育活動等の前提となる管理運営の状況を分析。

9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

【留意点】

- 教育活動に関するデータや資料を「適切に収集しているか」、「蓄積しているか」の2つの視点から分析。
- 教育活動に関するデータや資料を収集・蓄積する担当組織、責任体制、収集・蓄積の状況を分析。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・ データや資料を収集・蓄積する担当組織、責任体制等が確認できる資料（文書管理規則、文書保存規則等）
- ・ 教育活動の実態を示す資料・データの収集・蓄積の状況、又はこれらの資料・データを活用して作成した報告書等

9-1-② 短期大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【留意点】

- 教育の質の向上・改善を図るために、教職員及び学生の意見が「聴取されているか」、「具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか」の2つの視点から分析。
- 教職員や学生の意見聴取の内容・方法のほか、その実施状況を分析。
- 意見聴取を行った結果をどのような形で活かしているかを分析。
- 例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられるが、これらはあくまでも例示であり、教職員や学生の意見の聴取が行われているとともに、教育活動に係る自己点検・評価の結果を教育の質の向上、改善に結び付ける継続的な取組（継続的な方策の立案から実施までのプロセス、PDCAサイクル等）を分析。
- 教育の質の向上、改善に結び付けた具体的事例を分析。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・ 学生による授業評価報告書等
- ・ 教職員及び学生からの意見聴取状況（体制、組織、活動内容等）が確認できる資料
- ・ 教職員及び学生のニーズの具体的事例等
- ・ 教職員及び学生の意見が自己点検・評価報告書、外部評価報告書等に反映されている該当箇所
- ・ 評価結果のフィードバックの状況（体制、組織、活動内容等）が確認できる資料（具体的検討事例等）
- ・ 評価結果を改善策に結び付けた具体的事例等

9-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【留意点】

- 教育の質の向上・改善を図るために、学外関係者の意見が「聴取されているか」、「具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか」の2つの視点から分析。
- 学外関係者の意見聴取の内容・方法のほか、その実施状況を分析。

- 意見聴取を行った結果をどのような形で活かしているかを分析。
- 例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられるが、これらはいくまでも例示であり、学外関係者の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価の結果等に基づき、教育の質の向上、改善に結び付ける継続的な取組（継続的な方策の立案から実施までのプロセス、PDCAサイクル等）を分析。
- 教育の質の向上、改善に結び付けた具体的事例を分析。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・学外関係者からの意見聴取状況（体制、組織、活動内容等）が確認できる資料
- ・学外関係者のニーズの具体的事例等
- ・学外関係者の意見が自己点検・評価報告書、外部評価報告書等に反映されている該当箇所
- ・評価結果のフィードバックの状況（体制、組織、活動内容等）が確認できる資料（具体的検討事例等）
- ・評価結果を改善策に結び付けた具体的事例等

9-1-④ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

【留意点】

- 個々の教員の教育活動に関して、「質の向上が図られているか」、「継続的改善が行われているか」の2つの視点から分析。
- 教員の教育活動に関する問題点等を収集し、それを有効に改善に結び付けるための取組等（改善のための情報収集等の取組を含む。）の状況が確認できる資料・データや、その結果把握した問題点等を改善に結び付けた事例がある場合には、その資料・データを用いて分析。
- 根拠資料として例示された、「評価結果の教員へのフィードバックの状況等、改善のための評価活動が機能していることが確認できる資料」、「具体的改善方策の内容等（カリキュラムや授業方法改善例等）」については、全ての教員について根拠資料の提出を必要とするわけではない。個々の教員が継続的改善を行えるシステムが整備・機能しているかについて、短期大学全体として分析するに当たり、必要と判断される範囲で事例等を提示。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・教育活動に関する自己評価の実施状況（体制、組織、活動内容等）が確認できる資料
- ・授業評価アンケート等が反映されている該当箇所
- ・評価結果の教員へのフィードバックの状況等、改善のための評価活動が機能していることが確認できる資料
- ・具体的改善方策の内容等（カリキュラムや授業方法改善例等）

9-2 教員及び教育支援者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【留意点】

- ファカルティ・ディベロップメント（FD活動）が「適切な方法で実施されているか」、「教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか」の2つの視点から分析。
- FD活動の実施内容・方法及び実施状況（教員参加状況を含む。）を分析。
- FD活動自体が、学生や教職員のニーズを把握し、組織として適切に実施されていることを分析。
- FD活動の後、どのような方法（システム）で改善に結び付けるのか、また、把握された問題点等に対する具体的改善事例を示しつつ機能状況を分析。
- 「ファカルティ・ディベロップメント」という名称を用いることにはこだわらない

(名称ではなく、教員が授業内容・方法を向上させるための取組を行った結果、授業にどのような改善が見られたかを分析)。

【関係法令等】

・短期大学設置基準

第11条の3 短期大学は、当該短期大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・学生や教職員のニーズを汲み上げる制度が確認できる資料（実施体制、実施方法等）
- ・学生や教職員のニーズの具体的事例等
- ・FD活動（教育方法等の研究・研修、教員相互の授業見学等）の内容・方法及び実施状況
- ・FD研修会等への教員の参加状況
- ・授業評価報告書の該当箇所等、教育の質の向上や授業の改善の状況が確認できる資料
- ・具体的改善方策の内容（カリキュラムや授業方法改善例等）

9-2-② 教育支援者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【留意点】

- 研修等の方針、内容・方法及び実施状況等から分析。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・教育支援者に対する研修等の方針、内容・方法及び実施状況が確認できる資料
- ・教育支援者のニーズの具体的事例等

基準10 財務

10-1 短期大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。

10-1-① 短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【留意点】

- 「資産を有しているか」、「債務が過大ではないか」の2つの視点から分析。
- 短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できるよう、校地、校舎等の資産を保有していることを分析するとともに、債務の状況を分析。
- 過去5年間程度の根拠資料・データを示しつつ分析。（土地、施設の売買等による大きな変動要因が考えられることによる。）
- 法人化されていない公立短期大学においては、短期大学の財務状況が確認できる書類をもとに分析。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・貸借対照表、財産目録、予算書、決算書等の財務諸表、財務比率

10-1-② 短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【留意点】

- 過去の収入（授業料・外部資金等）の状況から教育研究活動を安定して遂行するための経常的収入が確保されていることを分析。
- 過去5年間程度の根拠資料・データを示しつつ分析。
- 学生納付金収入の継続的確保面から、学生の収容定員と在学者数との関係を分析。
- 学生納付金収入以外の経常的収入の確保状況も分析。
- 法人化されていない公立短期大学においては、自主財源、設置者からの一般財源の繰り入れ、及び外部資金の獲得状況等を示しつつ分析。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・キャッシュフロー計算書、資金収支計算書等の財務諸表
- ・経常的収入の確保等の状況（学生納付金・在学者数、外部資金等）

10-2 短期大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。

10-2-① 短期大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

【留意点】

- 収支計画等が「策定されているか」、「関係者に明示されているか」の2つの視点から分析。
- 「適切な収支に係る計画等が策定」については、収支予算（補正を含む。）案の作成から決定に至るまでのプロセスを分析。
- 「関係者」の範囲は、例えば教職員、学生及び費用負担者のほか、利害関係者等が考えられるが、短期大学の掲げる目的や短期大学の状況によって異なることが考えられるため、適宜、短期大学において判断。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・財務計画及びその審議・決定、公表状況が確認できる資料

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【留意点】

- 収支に係る計画等に基づいた収支の状況について分析。
- 過去5年間程度の根拠資料・データを示しつつ分析。
- 法人化されていない公立短期大学においては、予算書・決算書等をもとに分析。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・貸借対照表，損益計算書，消費収支計算書等の財務諸表，財務比率

10-2-③ 短期大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【留意点】

- 資源配分に係る方針及び計画に基づいて作成された資料・データを用いて教育経費又は研究経費等への配分状況を分析。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・資源配分に係る方針及びその審議・策定状況が確認できる資料
- ・教育経費，研究経費，施設設備整備費の配分資料
- ・学長裁量経費等の戦略的経費を設定している場合は，その資源配分が確認できる資料

10-3 短期大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

10-3-① 短期大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

【留意点】

- 刊行物の発行やウェブサイトへの掲載等により財務諸表等の公表が行われていれば，そのデータを用いて分析。
- 法人化されていない公立短期大学において，設置者の責任において短期大学の財務の状況が公表されている場合はその状況について分析。短期大学が独自に，財務の状況を公表している場合はその状況を含めて分析。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・財務諸表等の公表状況（刊行物，ウェブサイトへの掲載等の該当箇所）が確認できる資料

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

【留意点】

- 会計監査等（監事監査，会計監査人監査，内部監査等）の内容・方法及び実施状況等を分析。
- 内部監査の方法や体制において，独立性（内部統制）が担保されているかを分析。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・会計監査に係る実施体制が確認できる資料（組織構成図，監査規則等）
- ・会計監査に係る実施状況が確認できる資料（監査報告書等の該当箇所）

基準11 管理運営

【当該基準全般に係る留意点】

- 基準11では教育活動等の前提となる管理運営の状況を、基準9では教育活動の状況を分析。

11-1 短期大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。

11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、短期大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【留意点】

- 管理運営組織及び事務組織が「適切な規模を持っているか」、「適切に機能しているか」、危機管理等に係る体制が「整備されているか」の3つの視点から分析。
- 管理運営組織及び事務組織の状況について、その役割や人員の配置状況を示しつつ、規模や機能状況を分析。
- 危機管理等に係る体制については、予期できない外的環境の変化等への対応、構成員への法令遵守や研究者倫理等を含めた危機管理等に対応する体制や当該組織の整備状況を分析。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・管理運営組織及び事務組織の組織図、業務分掌、人員の配置状況等が確認できる資料
- ・管理運営組織及び事務組織と、教学関係委員会等との連携体制が把握できる資料
- ・危機管理等に関する体制が確認できる資料（危機管理マニュアル等）、組織図
- ・科学研究費補助金等の不正使用防止への取組等が確認できる資料
- ・生命倫理等への取組や施設設備の安全管理体制等が確認できる資料

11-1-② 短期大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

【留意点】

- 学長が短期大学全体の状況を把握し、リーダーシップを持って運営に当たることのできる体制となっているかを分析。
- 観点11-1-①で示された管理運営組織の状況に基づき、意思決定プロセス、組織間の連携、責任体制等を分析。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・各種の意思決定を行う会議、委員会等の体制が確認できる資料（組織等相互関係図、関連諸規則等）

11-1-③ 短期大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

【留意点】

- 教職員及び学生、その他学外関係者のニーズを組織的に把握しているかを分析。
- ニーズを把握する制度に加え、その実施状況、ニーズの把握状況を分析。
- 把握されたニーズの管理運営への反映事例を分析。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・各関係者との懇談会、外部評価の実施状況が確認できる資料
- ・学生の満足度調査や卒業（修了）生調査等を実施している場合は、その分析結果等
- ・教職員及び学生、その他学外関係者のニーズの具体的事例等
- ・把握されたニーズの管理運営への具体的な反映状況が確認できる資料

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【留意点】

- 監事の監査の内容・方法及び実施状況等を分析。
- 財務（会計）監査の実施状況のみならず、業務監査の実施状況を分析。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・ 監事に関する規則
- ・ 監事による監査の状況が確認できる資料
- ・ 監事による監査報告書，意見書

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【留意点】

- 研修等の方針，内容及び実施状況等を分析。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・ 管理運営に関わる職員の研修の目的や方針が確認できる資料
- ・ 管理運営に関わる職員の研修の実施状況が確認できる資料

11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規程が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考，採用に関する規程や方針，及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

【留意点】

- 「管理運営方針が明確に定められているか」，「学内諸規程が整備されているか」，「委員等の選考方針，構成員の責務・権限を文書に定めているか」の3つの視点から分析。
- 管理運営に関する方針，委員等の選考，責務・権限が短期大学の管理運営規則の中に明記されていれば，その点を明らかにして分析。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・ 管理運営に関する方針が確認できる資料
- ・ 関係諸規則の整備状況が確認できる資料（規則集の目次，当該規則の該当箇所等）

11-2-② 短期大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集，蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

【留意点】

- 短期大学の活動状況に関するデータや情報が「適切に収集，蓄積されているか」，「教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか」の2つの視点から分析。
- 短期大学の活動全般に関するデータや情報を収集，蓄積する体制や蓄積状況を分析。
- 蓄積された短期大学の活動状況に関するデータや情報等を教職員が必要に応じて活用できるようになっているかどうかを分析。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・ 短期大学の活動状況に関するデータや情報を収集，蓄積する体制や蓄積状況が確認できる資料

- ・情報資料室の設置，ウェブサイトや学内イントラネット等への掲載，これらの利用方法が確認できる資料

11-3 短期大学の目的を達成するために，短期大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ，その結果が公表されていること。

11-3-① 短期大学の活動の総合的な状況について，根拠となる資料やデータ等に基づいて，自己点検・評価が行われており，その結果が短期大学内及び社会に対して広く公開されているか。

【留意点】

- 短期大学の活動の総合的な状況について「自己点検・評価が行われているか」，「その結果が広く公開されているか」の2つの視点から分析。
- 自己点検・評価の実施方針，実施体制，実施項目，実施状況を分析。
- 短期大学内の関係者，学外の関係者等に対して，刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により公開されているかを分析。
- 学内への周知，学外への公表の程度や効果について把握されていれば，そのデータを用いて効果面を分析。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・自己点検・評価の実施方針，実施体制，実施項目，実施状況が確認できる資料
- ・自己点検・評価報告書の該当箇所
- ・評価結果のウェブサイトや刊行物での公開状況が確認できる資料

11-3-② 自己点検・評価の結果について，外部者（当該短期大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

【留意点】

- 外部者による検証の方法及び実施状況を分析。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・外部評価の実施状況が確認できる資料（実施要項，実施日程，外部評価委員名簿等）
- ・外部評価報告書の該当箇所

11-3-③ 評価結果がフィードバックされ，管理運営の改善のための取組が行われているか。

【留意点】

- 評価結果を質の向上や改善に結び付ける継続的な取組（継続的な方策の立案から実施までのプロセス，PDCAサイクル等）が確認できる資料・データ（組織の役割，構成，実施組織の人的規模やバランス，組織間の連携，意思決定プロセス，責任の所在等）を用いて取組状況を分析。
- 管理運営の改善に結び付けた具体的な事例を分析。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・評価結果をフィードバックする組織，体制，活動の状況が確認できる資料（具体的検討事例等）
- ・具体的改善方策，改善事例等

11-3-④ 短期大学における教育研究活動の状況や，その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

【留意点】

- 短期大学の教育研究活動の状況や，その活動の成果に関する情報を，わかりやすい表現やアクセスしやすい手段を用いて，社会に発信しているかを分析。

【関係法令等】

・学校教育法

第113条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

・短期大学設置基準

第2条 短期大学は、当該短期大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によつて、積極的に情報を提供するものとする。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・教育研究活動の状況や活動の成果に関する情報を掲載した刊行物やウェブサイトの該当箇所（URL等）

選択的評価事項 A 研究活動の状況

【当該選択的評価事項全般に係る留意点】

- この事項における研究活動とは、基礎研究や応用研究等に限らず、技術・品種の創出、診断・治療法の改善・定着を目指した研究の活動、学術書・実務書・教科書等の出版、海外の学術書・文芸作品等の翻訳や紹介、総合雑誌等のジャーナリズム論文の出版、辞書・辞典の編纂や関連データベースの作成、政策形成等に資する調査報告書の作成、実務手法の創出、スポーツ・芸術の創作やパフォーマンス、芸術作品等の修復・発掘・展示等の技術の開発・改良等の、広く教員の創造的活動を指す。

A-1 短期大学の目的に照らして、研究活動を実施するために必要な体制が適切に整備され、機能していること。

A-1-① 研究の実施体制及び支援・推進体制が適切に整備され、機能しているか。

【留意点】

- 研究の実施体制及び支援・推進体制が「適切に整備されているか」、「機能しているか」の2つの視点から分析。
- 研究の実施体制及び支援・推進体制について、組織の役割、実施組織の人的規模やバランス、組織間の連携や意思決定プロセス、責任の所在等が確認できるデータを用いて整備状況を分析。
- 研究の実施体制及び支援・推進体制が、短期大学の目的に基づいた研究活動を実施する上で必要な活動を行っていることが確認できる資料・データを用いて機能状況を分析。
- 学校教育法第113条及び短期大学設置基準第3条の規定により、短期大学の教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信していることが必要。

【関係法令等】

・学校教育法

第113条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

・短期大学設置基準

第2条 短期大学は、当該短期大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によつて、積極的に情報を提供するものとする。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・教員、研究員等の配置状況や、研究組織の構成が確認できる資料
- ・研究支援組織（事務組織や技術職員組織等）の整備・機能状況が確認できる資料
- ・研究推進（研究面での社会連携の推進等も含む。）のための施策の企画・立案等を行う組織（研究推進委員会、研究推進室、産学連携推進室等）の整備・機能状況が確認できる資料
- ・研究設備等の整備・機能状況が確認できる資料
- ・研究成果の発信や刊行のための組織の整備・機能状況が確認できる資料

A-1-② 研究活動に関する施策が適切に定められ、実施されているか。

【留意点】

- 研究活動に関する施策が「適切に定められているか」、「実施されているか」の2つの視点から分析。
- 短期大学の目的に照らして、それにふさわしい研究活動の成果や効果が見込まれる施策が適切に定められているか、研究活動の基本方針を明らかにした上で分析。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・研究活動の基本方針，研究目標等を示す資料
- ・短期大学の目的や研究活動の基本方針等に即した研究推進に関する施策（重点研究分野の設定，学際研究プロジェクトの促進，萌芽的研究の支援等）の実施状況が確認できる資料
- ・国内外の共同研究推進支援に関する施策の実施状況が確認できる資料
- ・外部研究資金の獲得や短期大学内部での研究資金の配分に関する施策の実施状況が確認できる資料
- ・若手研究者の育成や研究時間の確保に関する施策の状況が確認できる資料
- ・研究成果の公表・発信，知識・技術の移転に関する施策の実施状況が確認できる資料
- ・構成員への法令遵守や研究者倫理等に関する施策の状況が確認できる資料（利益相反，生命倫理，環境・安全管理の規程等）

A-1-③ 研究活動の質の向上のために研究活動の状況を検証し，問題点等を改善するための取組が行われているか。

【留意点】

- 研究活動の状況を「検証しているか」，「問題点等を改善するための取組が行われているか」の2つの視点から分析。
- 研究活動の状況を把握する取組を実施し，その結果を質の向上や改善に結び付ける継続的な取組（継続的な方策の立案から実施までのプロセス，PDC Aサイクル等）が確認できる資料・データ（組織の役割，構成，実施組織の人的規模やバランス，組織間の連携，意思決定プロセス，責任の所在等）を用いて検証状況を分析。
- 把握した問題点等を研究活動の質の向上，改善に結び付けた事例を用いて取組状況を分析。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・研究活動を検証する組織，検証の方法が確認できる資料
- ・外部者（当該短期大学の教職員以外の者）による検証を行っている場合は，その実施状況（実施組織，実施方法）が確認できる資料
- ・自己点検・評価書，外部評価書等の該当部分
- ・研究活動の状況を検証し，問題点等の改善に結び付けた具体的事例等

A-2 短期大学の目的に照らして，研究活動が活発に行われており，研究の成果が上がっていること。

A-2-① 研究活動の実施状況から判断して，研究活動が活発に行われているか。

【留意点】

- 学科・専攻科等ごとに作成される「研究活動実績票」別紙様式①-甲，乙等，研究活動の実施状況が確認できる資料・データを用い，短期大学の目的に照らして，学科・専攻科等ごとの分析を記述した上で短期大学全体として「研究活動が活発に行われているか」を分析。
- 根拠となる資料・データについては，学科・専攻科等ごとの研究活動の実施状況から判断して，研究活動が活発に行われているかを自己評価する上で必要と考えられるものを短期大学の判断によって提示。
- 研究活動の実施状況に係る資料・データ等の例としては，研究出版物，研究発表，特許，その他成果物の公表状況，国内外の短期大学・研究機関との共同研究・学術交流，地域との連携状況，受託研究，競争的研究資金への応募状況等が考えられる。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・学科・専攻科等ごとの「研究活動実績票」別紙様式①-甲，乙〔提出必須〕
- ・複数の学科・専攻科等ごとの「研究活動実績票」を横断的に分析して得られる資料
- ・短期大学全体での研究活動の実施状況が確認できる資料
- ・外部資金（科学研究費補助金，受託研究等）の申請件数等が確認できる資料

A-2-② 研究活動の成果の質を示す実績から判断して、研究の質が確保されているか。

【留意点】

- 学科・専攻科等ごとに作成される「研究活動実績票」別紙様式②等、研究活動の成果の質を示す資料・データを用いて、短期大学の目的に照らして、学科・専攻科等ごとの分析を記述した上で短期大学全体として「研究の質が確保されているか」を分析。
- 根拠となる資料・データについては、学科・専攻科等ごとの研究活動の実績から判断して、研究の質が確保されているかを自己評価する上で必要と考えられるものを短期大学の判断によって提示。
- 研究活動の実績に係る資料・データ等の例としては、外部評価、研究プロジェクト等の評価、受賞状況、特許等の取得状況、競争的研究資金の獲得状況等が考えられる。
- 各種GPは、教育活動上の取組が対象であるので、ここでは取り上げない。

※ 「研究活動実績票」別紙様式②の作成に際しては、特に、教員自身や当該短期大学以外の外部者から、研究成果の質について、どのように評価されたかを示す資料・データ等を精選し、その要点を記述。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・学科・専攻科等ごとの「研究活動実績票」別紙様式②〔提出必須〕
- ・複数の学科・専攻科等ごとの「研究活動実績票」を横断的に分析して得られる資料
- ・短期大学全体での研究の質が確認できる資料
- ・外部資金（科学研究費補助金、受託研究等）の採択件数・金額等が確認できる資料

A-2-③ 社会・経済・文化の領域における研究成果の活用状況や関連組織・団体からの評価等から判断して、社会・経済・文化の発展に資する研究が行われているか。

【留意点】

- 「研究活動実績票」別紙様式③等、研究成果の社会・経済・文化的な貢献が確認できる資料・データを用いて、短期大学の目的に照らして、学科・専攻科等ごとの分析を記述した上で短期大学全体として「社会・経済・文化の発展に資する研究が行われているか」を分析。
- 根拠となる資料・データについては、学科・専攻科等ごとの研究成果の社会・経済・文化における活用実績や評価実績等から判断して、その発展に資する研究が行われているかを自己評価する上で必要と考えられるものを短期大学の判断によって提示。

※ 「研究活動実績票」別紙様式③の作成に際しては、特に、教員自身や当該短期大学以外の外部者から、研究成果の社会・経済・文化的な貢献について、どのように評価されたかを示す資料・データ等を精選して、その要点を記述。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・学科・専攻科等ごとの「研究活動実績票」別紙様式③〔提出必須〕
- ・複数の学科・専攻科等ごとの「研究活動実績票」を横断的に分析して得られる資料
- ・短期大学全体での研究成果の社会・経済・文化的な貢献が確認できる資料

選択的評価事項B 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況

B-1 短期大学の目的に照らして、正規課程の学生以外に対する教育サービスが適切に行われ、成果を上げていること。

B-1-① 短期大学の教育サービスの目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が周知されているか。

【留意点】

- 計画や具体的方針が「定められているか」、「周知されているか」の2つの視点から分析。
- 計画が、教育サービスの目的を達成できるものであるか、教育サービスの基本方針等を明らかにした上で分析。
- 短期大学内や学外の関係者等に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知や広く公表しているかについて分析。
- 周知や公表の程度や効果について把握されていれば、そのデータを用いて効果面を分析。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・教育サービスの目的や基本方針等を示す資料
- ・教育サービスの目的を達成するための計画や具体的方針が定められている資料等の該当箇所
- ・教育サービスの目的及びその目的を達成するための計画や具体的方針が公開されている刊行物、ウェブサイト等の該当箇所
- ・目的と計画の周知状況が確認できる資料

B-1-② 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。

【留意点】

- 短期大学の目的を達成する上での、計画に基づいた活動の内容・方法及び活動の実施組織、活動状況を分析。
- 学校教育法第105条に基づく履修証明書が交付される特別の課程を設置している場合は、その実施体制、実施方法及び実施状況等に基づき分析。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・活動を実施する組織が確認できる資料（組織の役割、構成、実施組織の人的規模やバランス、組織間の連携、意思決定プロセス、責任の所在等）
- ・活動の実施状況が確認できる資料（実際の活動内容・方法を記した資料等）

B-1-③ 活動の結果及び成果として、活動への参加者が十分に確保されているか。また、活動の実施担当者やサービス享受者等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。

【留意点】

- 「参加者が十分に確保されているか」、「活動の成果が上がっているか」の2つの視点から分析。
- 各短期大学に置かれた固有の事情等を踏まえつつ、活動の実績から判断して、活動が有する目的や計画をどの程度達成したかについて分析。
- 社会的ニーズにどの程度応えたのかという視点で分析。間接的な資料・データによる分析を想定。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・活動への参加者数
- ・参加者・利用者アンケート等、活動の成果が確認できる資料

- ・教育サービス享受者等のニーズの具体的事例等

B-1-④ 改善のための取組が行われているか。

【留意点】

- 教育サービスの状況を把握する取組を実施し、その結果を質の向上や改善に結び付ける継続的な取組（継続的な方策の立案から実施までのプロセス、PDCAサイクル等）が確認できる資料・データ（組織の役割、構成、実施組織の人的規模やバランス、組織間の連携、意思決定プロセス、責任の所在等）を用いて取組状況を分析。
- 把握した問題点等を改善に結び付けた事例が確認できる資料・データを用いて分析。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・教育サービスの状況を検証する組織、検証の方法が確認できる資料
- ・外部者（当該短期大学の教職員以外の者）による検証を行っている場合は、その実施状況（実施組織、実施方法）が確認できる資料
- ・自己点検・評価書、外部評価書等の該当箇所
- ・教育サービスの状況を検証し、問題点等の改善に結び付けた具体的事例等